

件名	愛媛県地域医療再生基金条例の一部を改正する条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	

【改正の概要】

地域医療再生臨時特例交付金により行う事業の実施期間が延長され、第3次愛媛県地域医療再生計画を策定することに伴い、基金の設置期限を延長するための改正

○附則第2項の改正

この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

平成28年3月31日

当該精算が完了する日

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

○基金事業の内容

1. 事業実施主体 県、事業者
2. 事業実施期間 平成21年度～27年度（26年度以降は、25年度末までに開始したものに限り。）
3. 事業内容（平成25年度以降）
  - ① 医師確保対策（地域医療再生学講座等の寄付講座の設置、医師育成キャリア支援）
  - ② 在宅医療の推進（在宅医療機関の連携体制の構築、看護師等の育成強化事業等）
  - ③ 災害時の医療提供体制の整備（災害拠点病院等の施設整備、災害医療に必要な資機材の整備等）

4. 基金の額の推移

(単位；千円)

	増加		減少	残額
	積立	利子	取崩し	
平成21年度末	5,129,402	28	0	5,129,430
平成22年度末	0	11,702	554,677	4,586,455
平成23年度末	2,584,970	8,991	1,414,298	5,766,118
平成24年度末	0	8,917	1,934,284	3,840,751
平成25年度末	(937,187)	(7,871)	(3,849,019)	(936,790)

※増加（積立）には、返還金も含む。

※（ ）内は見込み